

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年10月23日(2014.10.23)

【公表番号】特表2013-539781(P2013-539781A)

【公表日】平成25年10月28日(2013.10.28)

【年通号数】公開・登録公報2013-059

【出願番号】特願2013-533819(P2013-533819)

【国際特許分類】

C 07 D 213/74 (2006.01)

A 61 K 31/496 (2006.01)

A 61 P 11/06 (2006.01)

A 61 P 25/34 (2006.01)

A 61 P 27/02 (2006.01)

A 61 P 35/00 (2006.01)

A 61 P 25/04 (2006.01)

【F I】

C 07 D 213/74

A 61 K 31/496

A 61 P 11/06

A 61 P 25/34

A 61 P 27/02

A 61 P 35/00

A 61 P 25/04

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月3日(2014.9.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

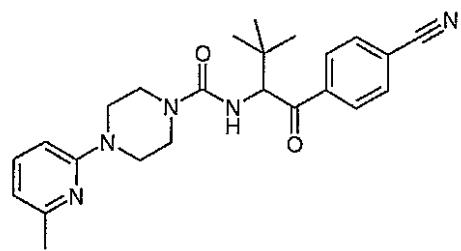
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式(I)の化合物N-(1-(4-シアノフェニル)-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-4-(6-メチルピリジン-2-イル)ピペラジン-1-カルボキサミド

【化1】



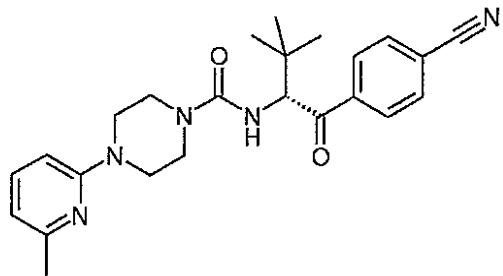
(I)

又は薬学的に許容可能なその塩、エナンチオマー、若しくはそれらの混合物。

【請求項2】

次式：

## 【化2】



を有する (R) - N - (1 - (4 - シアノフェニル) - 3,3 - ジメチル - 1 - オキソブタン - 2 - イル) - 4 - (6 - メチルピリジン - 2 - イル) ピペラジン - 1 - カルボキサミド、又は薬学的に許容可能なその塩である、請求項 1 に記載の化合物。

## 【請求項3】

治療における薬剤としての、請求項 2 に記載の化合物、又は薬学的に許容可能なその塩。

## 【請求項4】

喘息、百日咳、ニコチン中毒、広範痛、限局痛、侵害受容性疼痛、炎症性疼痛、中枢性疼痛、中枢及び末梢性神経障害性疼痛、中枢及び末梢性神経原性疼痛、中枢及び末梢神経痛、慢性腱炎、腰痛、術後疼痛、末梢神経障害、内臓痛、骨盤痛、異痛症、有痛性感覺麻痺、しゃく熱痛、異常錯感覺、線維筋痛、痛覚過敏、感覺過敏、痛感過敏、虚血性疼痛、坐骨神経痛を含むがこれらに限定されない急性及び慢性疼痛障害などのさまざまな疼痛状態、間質性膀胱炎を含むがこれに限定されない膀胱炎に関連する疼痛、多発性硬化症に関連する疼痛、関節炎に関連する疼痛、変形性関節症に関連する疼痛、関節リウマチに関連する疼痛、及びがんに関連する疼痛、を処置するための薬剤の製造における、請求項 2 に記載の化合物の使用。

## 【請求項5】

疼痛を処置するための薬剤の製造における、請求項 2 に記載の化合物の使用。

## 【請求項6】

請求項 2 に記載の化合物及び薬学的に許容可能なキャリアを含んでなる、医薬組成物。

## 【請求項7】

眼科的処置のため又は C S 若しくは C R などの「暴動鎮圧剤」に対するアンタゴニストとして使用するための、請求項 2 に記載の化合物を含む医薬。